

事務連絡
令和7年12月17日

各 都道府県
市
特別区 水道行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室長

PFOS 及び PFOA の実態調査（簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設対象）
における協力事業者等の募集について（依頼）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。さて、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第20号）が令和7年6月30日に公布され、水道事業者や専用水道設置者におかれましては、令和8年4月からPFOS及びPFOAの検査と水質基準の遵守義務が課せられることとなりました。

環境省においては、施行後も引き続き、PFOS及びPFOAに係る効果的な水質管理方策について検討を進めることとしていますが、このたび、これらの検討に資するための基礎データを収集することを目的として、簡易水道事業、専用水道及び飲料水供給施設を対象とした実態調査を行うこととしました。本調査では、水道原水の調査を環境省において実施することとなるため、簡易水道事業者、専用水道及び飲料水供給施設の設置者における原水検査費用の負担軽減に資するとともに、PFOS及びPFOAの検査頻度を検討する判断材料としても活用できるというメリットもございます。

本調査にご協力いただける事業者・設置者を下記のとおり募集しますので、都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の簡易水道事業者及び公営の専用水道・飲料水供給施設の設置者に、市及び特別区におかれましては、貴管内の公営の専用水道・飲料水供給施設の設置者に確認し、別添の応募様式を取りまとめの上、貴管内の都道府県を通じて（専用水道・飲料水供給施設については市、特別区の結果も併せて都道府県で取りまとめて）、令和8年1月30日（金）までに下記の連絡先に御提出頂ければ幸いです。

なお、本調査結果につきましては、取りまとめの上、事業者・設置者名が特定されない形で公表する予定としておりますので、御承知おき願います。

記

1. 募集対象

別添1「募集要領」のとおり

2. 調査協力への回答

別添2「応募様式」により回答願います。各都道府県におかれましては、「3. 提出先」に記載の提出先にメールにてご回答の送付をお願いいたします。

メールの件名は、「(回答)【都道府県名】PFOS 及び PFOA の実態調査における協力事業者等の募集について」としてください。

3. 提出先

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室宛て

TEL : 03-5521-8300、E-Mail : suido-suishitsu@env.go.jp

4. 回答期限

令和8年1月30日（金）

5. その他

- ・本調査は請負で実施する予定であり、請負先は現時点未定です。
- ・本調査にかかる連絡については、請負契約後は、請負先から行う予定です。
- ・応募状況（募集要件に合致しない、応募者多数等の理由により）によっては参加いただけない場合もございます。参加決定については、別途通知する予定です。

問い合わせ先

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当：渡辺、彦坂

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp